

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案） 概要

令和 5 年 3 月
総務部 デジタル戦略課

1 改正趣旨

令和5年2月議会において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「番号条例」という。）及び「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（以下「住基条例」という。）を一部改正し、県が行う生活に困窮する日本人及び外国人の生活保護情報等を必要とする事務において、添付書類の省略による県民の利便性向上を図るため、個人番号を利用できるよう、千葉県が独自に個人番号を利用する事務（以下「独自利用事務」という。）を追加したことに伴い、所要の規定整備を行う。

2 改正内容

- (1) 番号条例の一部を改正し、個人番号を利用することができる事務として、知事が行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施等に関する事務を新たに追加したことに伴い、番号条例別表第一に定める以下の独自利用事務の詳細を定める。

(事務の詳細)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第十五条各号に掲げる事務

- (2) 番号条例の一部を改正し、知事が自ら保有する特定個人情報を利用することができる事務として、生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務等を新たに追加したことに伴い、番号条例別表第二に定める以下の独自利用事務の詳細を定める。

- ① 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務

(事務)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「省令」という。)第十九条第一号から第六号に掲げる事務

(情報)

- ・ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報
- ・ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報
- ・ 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報

② 生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務

(事務)

生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する省令第十九条各号に掲げる事務（以下「外国人生活保護事務」という。）

(情報)

- ・ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報
- ・ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報
- ・ 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報
- ・ 省令第十九条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号に定める二からワ、ムからウ及びノに掲げる情報

③ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務

(事務)

私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

(情報)

- ・ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報（生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）
- ・ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報（生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）

④ 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務

(事務)

私立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

(情報)

- ・当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
- ・当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(事務)

私立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

(情報)

- ・当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
- ・当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

⑤ 法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により生活保護関係情報の提供を受けることができるものに限る。）

(事務)

以下の省令各条で定める事務

- ・第八条第一号、第二号
- ・第十一条第一号、第二号、第三号、第四号
- ・第十二条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第八号
- ・第十七条
- ・第十九条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号
- ・第二十二條第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第八号、第十号、第十一号
- ・第二十八條第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第七号、第八号、第九号
- ・第三十五条
- ・第四十四条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号
- ・第五十八條第一号、第二号
- ・第五十九條の三第一号、第二号

(情報)

- ・外国人生活保護実施関係情報

(3) 番号条例の一部を改正し、知事が生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務等を処理するために教育委員会に対して特定個人情報の提供を求めた場合には、教育委員会は当該特定個人情報を提供できることとしたことに伴い、番号条例別表第三に定める以下の独自利用事務の詳細を定める。

① 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務

(事務)

省令第十九条第一号から第六号に掲げる事務

(情報)

- ・特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）
- ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報
- ・国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報
- ・公立高等学校学び直し支援金の支給に関する情報
- ・公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給に関する情報
- ・省令第十九条各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定めるナ及びラに掲げる情報

② 生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務

(事務)

外国人生活保護事務

(情報)

- ・特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）
- ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報
- ・国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報
- ・公立高等学校学び直し支援金の支給に関する情報
- ・公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給に関する情報
- ・省令第十九条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号に定めるナ及びラに掲げる情報

③ 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）

(事務)

特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務

(情報)

- ・特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

④ 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務

(事務)

国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

(情報)

- ・当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 番号条例の一部を改正し、知事が教育委員会に特定個人情報を提供することができる教育委員会の事務として、独自利用事務を新たに追加したことに伴い、番号条例別表第三に定める以下の独自利用事務の詳細を定める。

① 公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務

(事務)

公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

(情報)

- ・当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
- ・当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(事務)

公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

(情報)

- ・当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

- ・当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

② 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給に関する事務

(事務)

専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

(情報)

- ・当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
- ・当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(事務)

公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

(情報)

- ・当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
- ・当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

③ 法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により生活保護関係情報の提供を受けることができるものに限る。）

(事務)

以下の省令各条で定める事務

- ・第二十三条第二号
- ・第二十四条
- ・第五十八条第一号、第二号

(情報)

- ・生活保護実施関係情報
- ・外国人生活保護実施関係情報

(5) その他所要の規定の整備

(6) 住基条例の一部を改正し、知事が本人確認情報を利用することができる事務として、生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施等に関する事務を新たに追加することとしたことに伴い、住基条例第二条第二号に定める以下の独自利用事務の詳細を定める。

(事務の詳細)

生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）第五条第二十七項各号に掲げる事務

3 施行期日 令和5年4月1日（予定）